

「新型コロナ」には正しく「恐れる」

医師 中川 武夫

名古屋市を中心とする新型コロナウイルス感染者が愛知で123人（全国1,547人）を超え、死者も14人（全国35人、3月16日現在）になっています。国は、当初は、水際で阻止できると楽観視していたのに、突然、全国の学校を休校にする指示を出すなど国民に不安と混乱を招いています。日常生活やスポーツ、経済にも深刻な影響を与えています。マスク不足は首相の国会での言明にもかかわらず、解消されていません。デマ情報に基づく、トイレトーパー騒ぎや、スーパーからコメが消えるなどの現象が起きています。いつまで続くのか、見通しも明確ではありません。

では、私たちはどう対処したらいいのでしょうか？

基本は「正しく恐れる」ことです。様々な虚偽情報や報道される情報に一喜一憂するのは賢くありません。

- ①このウイルスに効く薬は今のところありません。従って、自分の免疫力でウイルスに打ち勝つかありません。
- ②感染しても、肺炎などの重症な症状を示すのは、20%以下と考えられます。発症した重篤な症状には、的確な対症療法で対応し、自らの免疫力でウイルスに打ち勝つ時間を確保するというのが治療の基本になります。
- ③したがって、高齢者や基礎疾患を持ち、免疫力が低下していると、重症化しやすいといえます。

インフルエンザや他のウイルスでは、治療薬が開発されていますが、ウイルスは無限と言えるくらい存在しており、残念ながら全てのウイルスに効く薬はありません。今回の新型コロナウイルスには薬がなく、インフルエンザに効くアビガンという薬とエイズに効く一部が「効くのではないか」と言われていますが、まだ確立した治療法ではありません。

まずは、感染しないようにすることが肝心です。

感染は、ウイルスを持っている人の唾液などの体液を体に取り込むことで起きます。感染しやすい環境は、空気が漂う閉鎖空間で、ウイルス感染者と近い位置に、長時間同席することです。ですから、人が密集する環境でなければ、マスクは不要です。私は一般的に外にいるときマスクはしていません。マスクは、ウイルス感染者や感染が疑われる人は装着が必須です。人に感染させないためです。熱がある、体がだるい、咳が出る、という方は絶対マスクをしてください。

子供さんたちはもちろん、高齢なお方でも家の中だけで生活させるのではなく、積極的に公園などで遊んだり歩いたりするなど体を動かすようにしてください。健康の維持、免疫力を低下させないためにも必要です。家に帰ったら、手や顔をしっかり洗ってください。

日本のこのウイルスに対する対応は、①初期対応の遅れ②大型クルーズ船対応の失敗（窓が開かない閉鎖空間に長時間乗客を閉じ込めたことと感染者のチェックが遅れたことで感染を広げてしまった）③検査体制（PCR）の整備の遅れ④感染防止のための機材の備蓄、配布体制構築の遅れ などが大きな問題です。韓国やイタリアでは多数の検査がされているのに、なぜ日本では出来ないのか、しっかりと検証する必要があると思います。背景として、各県や大都市にある「衛生研究所」、国立

感染症研究所などへの予算を減らし、規模を縮小してきたこと、保健所が統廃合して、名古屋市も各区にあったものを名古屋市役所の1カ所にしてしまったこと、「病気は自己責任」ということを強調して、医療供給体制を縮小させてきたことを指摘せざるを得ない。

こうした「失態」を覆い隠すために出てきたのが「新型インフルエンザ特別措置法」の改定法であると私は考えています。

政治的思惑からではなく、科学的根拠に基づく対処を迅速に行う、これが基本でなくてはなりません。

無観客大相撲、春の甲子園の中止などなど、日々の生活に様々な影響が出てきていますが、まだ収束は見えていません。

偽情報に振り回されることなく、冷静にかつ粛々と日常生活を送りましょう。

【中川武夫先生紹介】

名古屋大学医学部卒 公衆衛生学教室で15年間研究に従事 その後中京大学スポーツ科学部教授
現在中京大学名誉教授 鶴舞総合法律事務所顧問

●新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください!

(国民生活センターホームページより抜粋)

【事例①】「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクを無料送付する。確認をお願いします。」と記載され、URLが付いたSMSがスマートフォンに届いた。

⇒ **【アドバイス】** 心当たりのない送信元から怪しいメールやSMSが届いても、反応しないようにしましょう。メールに記載されたURLには絶対にアクセスや、実在する事業者名等が記載されていた場合でも、メール内の番号に電話したりしてはいけません。

【事例②】 突然自宅を訪問してきた業者から「新型コロナウイルス流行拡大の影響で金の相場が上がるとして、金を買う権利を申し込むように言われた。」

⇒ **【アドバイス】** 新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないようにしましょう。その場できっぱりと断り、絶対におかねを支払ったり、契約をしてはいけません。不審に思ったら、最寄りの消費生活センター等や当法律事務所にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の発生により

日々の生活に不安を抱いている方へ

新型コロナウイルス感染症の発生により、全国でイベントの中止や集客不振が相次ぎ、観光関連業をはじめ多くの業種に経済的悪影響が広がっています。非正規労働者やフリーランスで働く個人が職を失うケースや、一斉休校・介護施設の閉鎖により、家族の世話をするために仕事を休まざるを得ず、収入が減少する家庭もあるようです。

政府は、特別貸付制度の創設など緊急の対応策を発表しました(3頁参照)が、収束が見込めない現状では経済的な不安も拭えません。

新型コロナウイルス騒ぎの直接間接の影響に

よって収入減や新規借入、債務返済困難、売掛金回収困難等々を抱えた方は、個人・事業者を問わずご相談下さい。また便乗詐欺被害のおそれがある方もご相談下さい。債務の整理については返済猶予の申入れ、リスケジュール(返済期間の延長)、債務のカット等々様々な方法があります。ご一緒に考えましょう。なお、法律倶楽部会員の方や会員さんからのご紹介の方はどのようなご相談でも相談料は初回無料ですし、債務整理に関する相談であればどなたでも初回無料です。

【鶴舞総合法律事務所 TEL:052-852-1220】

新型コロナウイルス感染症による影響への対応策、支援策のまとめ

特定社会保険労務士 小野田 理恵子

新型コロナウイルス感染症による影響への対応策、支援策の主だった情報をまとめました。

内容は随時更新され、詳細は今後公表されるものが多いため、下記のキーワードをもとに最新の情報をご確認のうえご対応ください。(令和2年3月13日現在)

■新型コロナウイルス感染症に関する Q&A (厚生労働省)

◇企業の労務担当者向け

⇒感染が疑われる方への対応、感染防止に向けた柔軟な働き方(テレワーク・時差通勤)、労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇)など

◇労働者向け

⇒感染が疑われるときの対応、労働基準法における休業手当・年次有給休暇、保育園が臨時休園になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合、など

■助成金情報(厚生労働省) …下記以外にもいくつかあり

◇小学校休業等対応助成金(創設)

保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設。(支給上限 8,330 円/日)

⇒この助成金についてのコールセンター
(0120-60-3999)

※上記に関連し、一定の要件に該当する個人事業主への支援とし、4,100 円/日を支給予定

◇雇用調整助成金の特例の追加

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。この助成金につき特例を追加実施。

■傷病手当金(協会けんぽ、健康保険組合等)

◇新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請につき、医師の証明が不要となるケースもあり、通常の傷病手当金とは取扱いが異なる。(Q&Aあり)

■融資、貸付

◇中小企業・小規模事業者向け融資 ⇒「特別貸付」創設(日本政策金融公庫)

◇生活者向け貸付 ⇒「生活福祉資金貸付制度」の特例貸付を実施(社会福祉協議会)

■労働相談

◇「特別労働相談窓口」設置(各都道府県労働局)

◇特別休暇制度に関する具体的な手続き等の相談 ⇒都道府県労働局雇用環境・均等部



ちょっと不安な毎日だから、お花を飾ったり贈ったりして笑顔になりませんか

会員の内山早智子さんの店『種から根っこ葉っぱ』では倶楽部会員限定キャンペーン中(4月末まで) 税込 3,000円以上の注文でおいしいオリジナル食用花入りオーガニックグラノーラバープレゼント。市内配達、市外宅配あるそうです。ご注文、詳細は下記へ直接お気軽にご連絡ください。

〒460-0008 名古屋市中区栄 5-12-32 栄サウスビル 1F

『種から根っこ葉っぱ』 内山まで Mail : florist@hanajin.net

TEL : 052-251-0471 FAX:052-251-0473

営業時間 10:00~20:00(火曜定休)

地下鉄名城線矢場町駅①番出入口徒歩2分



保険三二知識

～「新型コロナウイルスによる肺炎」各保険商品における補償の取り扱いについて～

みらい保険事務所 仲野 丘人

【補償対象となる主な保険商品】

- ◇個人
 - ・海外旅行保険で疾病を補償する内容のもの
 - ・所得補償保険で疾病に起因するもの
- ◇労災
 - ・疾病で労災認定された場合
- ◇業務災害
 - ・「業務に起因して生じた症状」「労働環境に起因」することなど限定的
- ◇生命保険
 - ・終身保険 定期保険
- ◇医療保険
 - ・疾病の場合

詳細は各保険会社へお問合せください。



※保険会社で解釈が違う保険商品（補償する感染症の種類の違い）

- ◇法人・個人事業主
 - ・食中毒・感染症感染症利益補償特約

【お問合せ先】TEL (052) 842-4144 ・FAX (052) 848-6303

会員リンク

新型コロナウイルス感染症が「猛威」を奮っています。学校は休校になりイベントはことごとく中止、プロを含むスポーツも同様に数え上げたらきりがありません。

テレビや新聞では感染者が何人出た、死者が何人出たばかり。そんなに「脅威」でしょうか？確かに治療法は確立していない、予防法も見つかっていない。しかし一部専門家の意見では、来年には一般の風邪と同じ扱いになるのではとされています。

サーズの時？エイズの時はどうでしたか？もう少し冷静になってみませんか？死者数でいえば例年のインフルエンザの方がよほど多いです。

【以下、厚労省新型インフルエンザに関するQ&Aより抜粋】

『例年のインフルエンザの感染者数は、国内で推定約 1000 万人いるとされています。』

国内の 2000 年以降の死因別死亡者数では、年間でインフルエンザによる死亡数は 214(2001 年)～1818(2005 年)人です。また、直接的及び間接的にインフルエンザの流行によって生じた死亡を推計する超過死亡概念というものがあり、この推計によりインフルエンザによる年間死亡者数は、世界で約 25～50 万人、日本で約 1 万人と推計されています。』

倶楽部世話人 樽見 秀樹

緊急事態宣言は危険！

弁護士 石塚 徹

新型コロナウイルス感染症が日本だけでなく世界中に被害を広げて、小中高校の休校や高校野球の春の選抜大会まで中止になるという事態が続き収束のメドも不明です。そのような中、国会は自民・公明・立憲民主・国民民主・維新らにより「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）の対象にこの新型コロナウイルス感染症を加える改定法案を可決成立させました。

この特措法は、首相が緊急事態宣言を出せば「外出自粛要請」や「学校・社会福祉施設・興行場等の制限・停止の要請・指示」などができ、国民の人権の制限に結びつく極めて危険な内容を持ちます。それだけでなく、安倍首相はクルーズ船対応・全国一律休校・中国韓国からの入国制限など、専門家の意見も野党の提案も聞かず独断を繰り返しています。特措法は「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれ」があり、

「その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある」とき緊急事態宣言を出せるとしていますが、こんな曖昧な要件では安倍首相の独断の歯止めにはならないでしょう。ひとたび緊急事態宣言が発せられてしまえば、都道府県知事が国民の外出の自粛、施設の使用・停止や催し物の制限・停止にとどまらず、臨時の医療施設を開設するためとして土地・建物・物資を所有者の同意を得ずに使用するなど、罰則つきで強制できることになります。

このような特措法改定がなされた以上、われわれは安倍首相の独断を許さない監視をいっそう強めなくてはならないでしょう。そして、安倍首相はかねてから憲法改定を声高に扇動し、その中で憲法に緊急事態条項を加えることを主張していますが、今回の特措法改定がその先鞭とならないように注視したいものです。

豆知識～コロナウイルスに立ち向かう

弁護士 小島 高志

☆ カルロ・ウルバニ (Carlo Urbani)

国境なき医師団、WHOのイタリア人医師。1956・10・19 生まれ。

2003 年、ベトナムで流行した急速に死に至る原因不明の肺炎が未知のウイルス（後に中国由来の SARS コロナウイルスと判明）によるものと推知し、防疫と治療に当たった。有効な薬剤、治療法がなく次々と患者も医療従事者も倒れてゆく中、わずかなスタッフたちと病院に残って治療を続けた。遂にWHOが動き大規模な感染拡大は回避された。彼の観察データと診断法、防疫法、治療法は範となった。自らは感染・発症して他界。享年 46 歳。

* ネットにNHK特集「SARS と闘った男」の動画等

☆ 李文亮

武漢市の中国人医師。1986・10・12 生まれ。

2019 年 12 月、華南海鮮市場で SARS 感染者を確認した、コロナウイルスタイプを調査中とグループチャットで発信。虚偽事実を掲載し社会秩序を攪乱したとして公安当局から訓戒処分を受け、デマ伝播者とされた。医療現場に戻りコロナウイルスに感染・発症。2020 年 2 月他界。享年 33 歳（中国式では数え年 34 歳）。WHOは直ちに追悼文を投稿。3 月になり中国政府は新型肺炎の抑制に模範的な役割を果たした一人として表彰。

* ネットに追悼等動画多数

つるま法律倶楽部会員のみなさまへ

～無料法律相談をお気軽にご利用下さい～

◎相談受付 平日 午前10時～午後6時

第2土曜日（午前10時～12時）,第4土曜日（午後1時～3時）

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

事前に必ず電話予約（受付時間 平日午前9時～午後6時）をお願いします。

◎電話相談 簡単に短時間の相談は、電話でもお受けします。

◎会員さんに紹介された方も、初回に限り30分の無料相談が受けられます。

★つるま法律倶楽部では様々な会を開催しています。会員でない方も参加大歓迎！★

【日程延期のご案内】

★4月12日に予定していた『つるま法律倶楽部設立30周年 ランチパーティ』は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期させていただきます。早々にお申し込みいただいた皆様にはお詫び申し上げます。今年の秋頃に、改めて開催する予定ですので宜しくお願いいたします。

★倶楽部たより2020年1月号会員リンクに掲載した4月2日『小泉純一郎元首相講演会「日本の歩むべき道」』は延期となり、時機をみて改めてご案内させていただきます。

【開催予定のご案内】

★今年初めての『低山歩こう会』は4月26日（日）に開催する予定です。

今回は、三重県と奈良県の県境にある「三峰山（みうねやま・1,235m）」へ登る予定です。

新型コロナウイルスのことがあり実施するか否かは参加人数を基準に判断したいと思います。

参加ご希望の方は事務所までご連絡ください。

★5月23日～25日の「つるま法律倶楽部バスツアー」は、現在のところ予定通り行います。まだ若干名空きがありますのでご希望の方は事務所までお早めにご連絡ください。

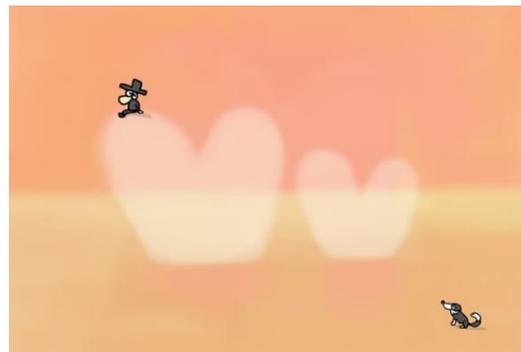
——【編集後記】——

- ・法律倶楽部で何か今できることは？と世話人で話し合い「倶楽部たより」臨時号を急遽発行することにしました。ご協力いただいた皆様ありがとうございます。
- ・つるま法律倶楽部30周年のランチパーティも残念ながら延期となりました。25年ぶりにお声を聞く会員さんからの申し込みの電話もいただき嬉しかったです。秋にお会いできることを楽しみにしています。

鶴舞総合法律事務所

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地
エスティプラザ御器所4F

TEL (052) 852-1220 / FAX (052) 852-1227



3.11を忘れないように毎日1つハートの絵を描いています。2020/3/11で3,273個になりました。イラストレーター 茶畑和也